

日本サーフィン連盟審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本サーフィン連盟審査会(以下「審査会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の業務)

第2条 審査会は、以下の内容について審査する。

- (1) 支部及びチーム登録に関する事
- (2) 会員の登録等に関する事
- (3) 大会出場の資格等に関する事
- (4) 公認ジャッジ及び公認指導員の登録及び処分等に関する事
- (5) 公認スクールに対する助言、指導及び処分等に関する事
- (6) 協力店との契約等に関する事
- (7) 連盟運営において審査を要する事項に関する事

(審査会の組織)

第3条 審査会の委員は、理事長、副理事長、専務理事、運営委員会の長、事務局長をもって充てる。

- 2 前項に定める者のほか、必要に応じて所管する運営委員会の委員も含めるものとする。
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ理事長及び副理事長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を統括し、審査会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、第2条に規定する事案が生じたとき、委員長が招集する。

(審査)

第5条 審査は出席委員の過半数の同意をもって決議する。ただし、委員長は、会議に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、委員の個別同意をもって審査会の審査に代えることができる。

(審査の申請)

第6条 審査会に付議すべき場合は、申請者は申請書(様式第1号)及び関係資料を添えて事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が連盟役員及び事務局長等の場合はこの限りでない。

(審査会の事務)

第7条 審査会の事務は、日本サーフィン連盟事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月14日から施行する。
(平成22年7月13日 理事会承認)

日本サーフィン連盟審査会長 あて

(申請者)

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ () _____

日本サーフィン連盟審査申請書

審査項目 (第 2 条項目を記載して下さい)	
概 要 (詳細に記載して下さい)	
関係資料	別添とする

以下は事務局が使用しますので、記載しないで下さい。

審査結果	承認・不承認	(備考)
------	--------	------